

東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（指定救護施設の定義の変更に伴う改正）

<p>現行 (前略)</p>	<p>改正 (前略)</p>
<p>(指定救護施設の定義)</p> <p>第 21 条 この規則において「指定救護施設」とは、次の各号の 1 に該当する施設で、旅客鉄道会社の指定を受けたものをいう。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに<u>同法第 41 条、第 42 条及び第 44 条に規定する児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・し体不自由児施設及び児童自立支援施設</u></p> <p><u>(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。</u></p> <p><u>(3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。</u></p> <p><u>(4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設。ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。</u></p> <p>(5) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所</p> <p>(6) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所</p> <p>(指定救護施設としての指定条件)</p> <p>第 22 条 指定救護施設としての指定は、次の各号の条件を具備し、旅客鉄道会社が適当と認めたものについて行う。</p> <p>(1) 都道府県立及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）立の施設にあっては、設立の</p>	<p>(指定救護施設の定義)</p> <p>第 21 条 この規則において「指定救護施設」とは、次の各号の 1 に該当する施設で、旅客鉄道会社の指定を受けたものをいう。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに<u>社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設。ただし、次に規定する施設を除く。</u></p> <p><u>イ 社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号の規定による施設のうち、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する授産施設</u></p> <p><u>ロ 社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号の規定による施設のうち、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人デイサービスセンター及び老人福祉センター</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所</p> <p>(3) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所</p> <p>(指定救護施設としての指定条件)</p> <p>第 22 条 指定救護施設としての指定は、次の各号の条件を具備し、旅客鉄道会社が適当と認めたものについて行う。</p> <p>(1) 都道府県立及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）立の施設にあっては、設立の</p>

現行	改正
<p>告示を示したものであること。 (中略)</p> <p>(3) 前条第1号から第4号までに規定する救護施設にあっては、収容定員が20人以上となっていること。 (中略)</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 旅客鉄道会社は、前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定救護施設として指定し、当該施設の長にその旨を通知する。</p> <p>2 前項の規定による通知は、第21条第1号から第4号までの施設については、当該施設が都道府県立のものであるときは都道府県知事、市町村立若しくは私立のものであるときは関係都道府県知事(指定都市立のものにあっては、市長)を経由して当該施設の代表者に、同条第5号の施設については、法務省矯正局長、同条第6号の施設については、法務省保護局長に対して行う。 (以下略)</p>	<p>告示を示したものであること。 (中略)</p> <p>(3) 前条第1号に規定する救護施設にあっては、収容定員が20人以上となっていること。 (中略)</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 旅客鉄道会社は、前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定救護施設として指定し、当該施設の長にその旨を通知する。</p> <p>2 前項の規定による通知は、第21条第1号の施設については、当該施設が都道府県立のものであるときは都道府県知事、市町村立若しくは私立のものであるときは関係都道府県知事(指定都市立のものにあっては、市長)を経由して当該施設の代表者に、同条第2号の施設については、法務省矯正局長、同条第3号の施設については、法務省保護局長に対して行う。 (以下略)</p>

附則

この通達は、令和元年8月1日から施行する。